

新宮町生け垣づくり奨励事業補助金

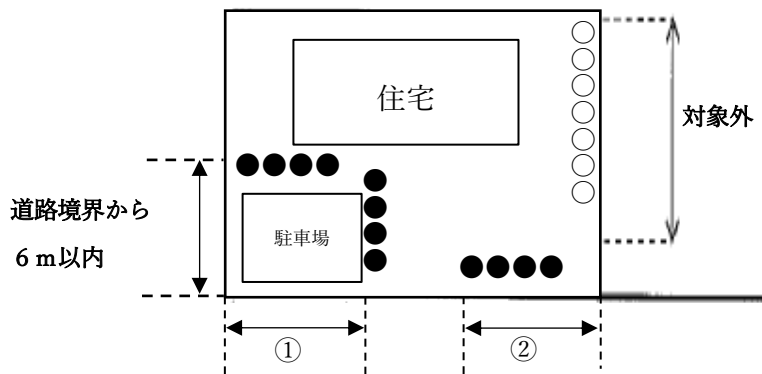
本町では、総合計画の基本理念である「環境を活かし次世代へつなぐまちづくり」を実現するため、その一環として「生け垣づくり奨励事業」を推進しています。これにより、より多くの緑地を創り出し、ゆとりと潤いのある快適な住環境や美しいまちなみ景観の形成を目指しています。

これから、新規に生け垣をつくらうと考えている人やすでにある生け垣をやり直す人は、是非、この制度をご活用いただき、緑化の推進にご協力ください。

なお、その際は、必ず工事着工前に都市整備課にお問い合わせください。

<補助の対象>

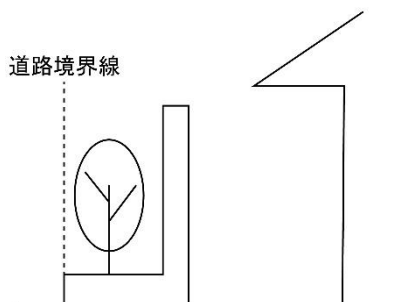
○住宅や事業所の敷地内に、公衆用道路から見え、かつ、道路境界より6m以内の範囲に設置される生け垣で延長5m以上生け垣を設置する場合



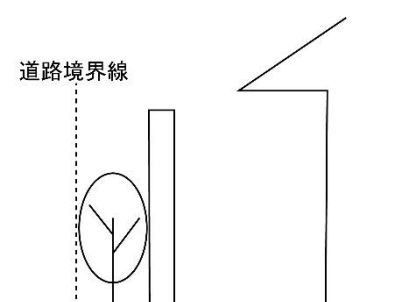
※①+②が5m以上であれば対象。隣接地に面して設置される生け垣は対象外

- ①生け垣の樹木等を視覚的に妨げないものであれば、フェンス等を公衆用道路に面して設置してもよい。
- ②生け垣は、緑化時の高さが0.5m以上から2m程度であること

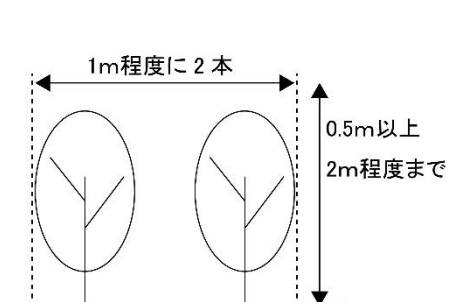
①



①'



②

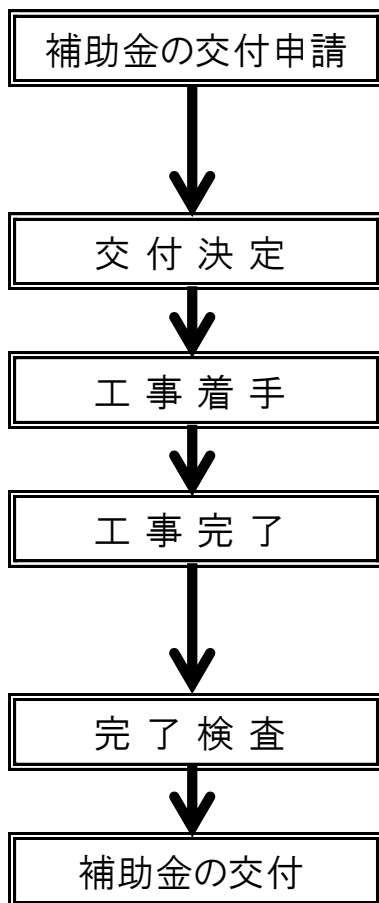


<補助金の額>

○補助単価 × 補助対象延長 = 補助金の額

- ・補助単価 … 住宅の場合 工事費1m当たりの単価 × 2/3(限度額2,000円)
住宅以外の場合 工事費1m当たりの単価 × 1/2(限度額1,500円)
(ただし、植栽の撤去費用は含みません)
- ・補助対象 … 公衆用道路から見え、かつ、道路境界から6m以内の範囲に設置される生け垣で、その延長が5m以上のもの
- ・補助金額 … 限度額 100,000円
(ただし、千円未満は切り捨てる)

<補助金交付申請の流れ>



提出書類関係

- ・交付申請書 【様式第1号】
- ・生け垣設置計画書【様式第2号】
- ・工事見積書
- ・生け垣設置承諾書【様式第3号】※借地の場合のみ
(役場より補助金決定通知書が送付される)
- ・工事完了届 【様式第5号】
- ・工事代金領収書の写し
- ・生け垣設置工事完了後の写真2枚
- ・補助金請求書【様式第6号】
(役場職員による現場検査を行う) ※立ち会い不要
- (役場より指定口座へ振込を行う)

<問い合わせ先>

新宮町役場 都市整備課 計画開発担当 TEL963-1735 (直)